別紙1－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

項 目	1．施工体制

第一次評定者（監督員）

細 別	Ⅰ．施工体制一般	a	b	c	d	e
		□ 施工体制が適切である	□ 施工体制がほぼ適切である	□ 他の項目に該当しない。	■ 施工体制がやや不備である	□ 施工体制が不備である

工事全般

「評価対象項目」

対象 評価
■ □ ①現場に工事看板及び建設業許可票等が、公衆の見やすい位置に速やかに設置されている。
■ □ ②工事実績データの登録は、監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。（請負額500万円以上）
■ □ ③建設業退職金共済掛金収納書が契約締結後1か月以内(電子申請方式の場合は40日以内)に提出された。
■ □ ④施工計画書又は工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。
■ □ ⑤下請との契約が適切に締結し、完成検査が実施されている。
■ □ ⑥元請が下請の作業成果を確認している。
■ □ ⑦施工体制台帳により作業分担の範囲が確認出来る。（下請契約を締結したすべての工事）
■ □ ⑧施工体制台帳に基づいた施工体系図が工事現場の見やすい場所に掲示されている。（下請契約を締結したすべての工事）
■ □ ⑨異常時、緊急時の対応が確立されており、現場の見やすい場所に掲示してある。
■ □ ⑩機械設備、電気設備等において、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。
□ □ ⑪その他：

□ 施行体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。

内容

採点結果			
	評価対象項目数	10	該当項目が90%以上・・・・・・・・a
	評価該当項目数	0	該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・b
	評価値	0.0%	該当項目が60%以上80%未満・・・・c
	評価ランク	d	該当項目が60%未満・・・・・・・・d

① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。

細 別	Ⅱ．配置技術者（現場代理人等）	a	b	c	d	e
		□ 技術者が適切に配置されている	□ 技術者がほぼ適正に配置されている	□ 他の項目に該当しない。	■ 技術者の配置がやや不備である	□ 技術者の配置が不備である

工事全般

「評価対象項目」

対象 評価【全体】
□ □ ①専門技術者を選任し配置している。
□ □ ②作業主任者を選任し配置している。
【現場代理人】
■ □ ①現場代理人は、工事内容を充分把握している。
■ □ ②現場代理人は（工事現場に常駐し）、工事現場の運営を適切に行っていた。
■ □ ③関連工事に対する理解力があり、全体的な工事運営の調整に積極的な姿勢が見られた。
■ □ ④他工事と現場代理人等を兼任している場合は、連絡体制が整えられており、連絡が取れなかったことが無い。
■ □ ⑤施工体制台帳など下請け関係の書類は遅滞無く提出されている。
■ □ ⑥監督員への報告等を適時かつ的確に行っている。
□ □ ⑦その他：
【主任（監理）技術者】
■ □ ①書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。
■ □ ②契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。
■ □ ③設計図書の照査を行って施工されている。
■ □ ④下請の施工体制や施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。
■ □ ⑤施工上、課題となる条件（作業環境、気象、土質等）への対応を図っている。
■ □ ⑥主任技術者（監理技術者）として技術的判断に優れ、良好な施工に努めた。
□ □ ⑦その他：

□ 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。
□ 専門技術者が必要な現場に対し配置されていない。
※原則として、上記に1項目でも該当があれば「d」
※2項目以上あれば「e」

内容

採点結果			
	評価対象項目数	12	該当項目が90%以上・・・・・・・・a
	評価該当項目数	0	該当項目が80%以上90%未満・・・・b
	評価値	0.0%	該当項目が60%以上80%未満・・・・c
	評価ランク	d	該当項目が60%未満・・・・・・・・d

① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。

別紙１－２

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

項 目	2. 施工状況

第一次評定者（監督員）

細別	Ⅰ. 施工管理	a	b	c	d	e
		□ 施工管理が適切である	□ 施工管理がほぼ適切である	□ 他の項目に該当しない。	■ 施工管理がやや不備である	□ 施工管理が不備である

工事全般	「評価対象項目」	
	対象 評価 ■ □ ①設計図書と現場に相違（請負契約書約款18条第1項第1号から5号）があった場合、監督員に確認又は協議するなどの必要な手続きが行われている。 ■ □ ②施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。（請負額1,000万円以上又は仕様書等で提出を要するもの。） ■ □ ③施工計画書が工事着手前に提出されている。（同上） ■ □ ④施工計画書と現場施工方法が一致している。（同上） ■ □ ⑤現場条件等に変更が生じた場合、当該工事着手前に変更施工計画書が提出されている。（同上） ■ □ ⑥現場内での整理整頓が日常的になされている。 ■ □ ⑦工事記録の整備が適時、的確になされている。 ■ □ ⑧材料の保管が適切であることが確認できる。 ■ □ ⑨建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切にされている。 ■ □ ⑩工事全体で使用機械、車両等で低騒音、排出ガス対策機械を使用している。 ■ □ ⑪段階確認、立会の申請が適切な時期に行われている。 □ □ ⑫その他：	□ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改造請求を行った。 □ 施工計画書が着工前に提出されていない。（契約額1千万円以上） □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書により指示を行った。 □ 定められた工事材料の検査義務を怠り、破壊検査を行った。 ※原則として、上記に1項目でも該当があれば「d」 ※2項目以上あれば「e」 内容

採点結果				
	評価対象項目数	11	該当項目が90%以上・・・・・・・・a	① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
	評価該当項目数	0	該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・b	② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
	評価値	0.0%	該当項目が60%以上80%未満・・・・c	③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
	評価ランク	d	該当項目が60%未満・・・・・・・・d	④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。

細別	Ⅱ. 工程管理	a	b	c	d	e
		□ 工程管理が適切である	□ 工程管理がほぼ適切である	□ 他の項目に該当しない。	■ 工程管理がやや不備である	□ 工程管理が不備である

工事全般	「評価対象項目」		
	対象 評価 ■ □ ①現場条件の変更への対応が積極的で処理が早く、監督員と工程の進捗状況を常に協議し円滑な工事進捗を図った。 ■ □ ②工程に与える要件を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。（請負額1,000万円以上又は仕様書等で提出を要するもの。） ■ □ ③実施工程どおりに着手されている。 ■ □ ④休日の確保を行っている。 ■ □ ⑤工程等の工夫により、交通制限や施設使用不可日の短縮が図られた。 ■ □ ⑥計画工程以外の時間外作業がほとんどない。 ■ □ ⑦適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 □ □ ⑧その他：	□ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 内容	□ 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く） 内容

採点結果				
	評価対象項目数	7	該当項目が90%以上・・・・・・・・a	① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
	評価該当項目数	0	該当項目が80%以上90%未満・・・・b	② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
	評価率	0.0%	該当項目が60%以上80%未満・・・・c	③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
	評価ランク	d	該当項目が60%未満・・・・・・・・d	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。

別紙1－3

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

項 目	2. 施工状況

第一次評定者（監督員）

細別	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		□ 安全対策を適切に行った。	□ 安全対策をはぼ適切に行った。	□ 他の項目に該当しない。	■ 安全対策がやや不備であった。	□ 安全対策が不備であった。

工事全般

「評価対象項目」

対象	評価	
■	□	①自社ﾊﾟﾄﾛｰﾙ、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。（請負額1,000万円以上）
■	□	②新規入場者（下請負人等）教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。
■	□	③工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。
■	□	④重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
■	□	⑤吊り込み作業時におけるクレーン等の使用、規格が適切であることが確認できる。
■	□	⑥材料等の搬入や取壊しガラの搬出における過積載防止対策が施工計画書に記載され、そのとおりに取り組んでいることが確認できる。
■	□	⑦山留め、仮締切等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
■	□	⑧足場や支保工について、組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
■	□	⑨保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
■	□	⑩熱中症対策が実施されている。
■	□	⑪地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
□	□	⑫その他：

※TBM：現場代理人等が中心となり、その日の作業内容や問題点の解決について短時間で話し合ったり、指示すること。
※KY（危険予知）：作業時に起こりうる危険を予知する能力を身につけさせる訓練をいう。

□ 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であった。

内容

□ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。

内容

採点結果			
評価対象項目数	11	該当項目が90%以上・・・・・・・・a	① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
評価該当項目数	0	該当項目が80%以上90%未満・・・・b	② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
評価値	0.0%	該当項目が60%以上80%未満・・・・c	③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
評価ランク	d	該当項目が60%未満・・・・・・・・d	④ なお、評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。

細別	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		□ 対外関係が適切であった。	□ 対外関係がほぼ適切であった。	□ 他の項目に該当しない。	■ 対外関係がやや不備であった。	□ 対外関係が不備であった。

工事全般

「評価対象項目」

対象	評価	
■	□	①工事施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブルの発生がない。
■	□	②工事施工にあたり、地元との適切な調整を行った。
■	□	③積極的な地元対策を実施し、第三者からの苦情がなかった。または苦情によるトラブルが少なかった。
■	□	④関連工事との調整を行い、関連工事を含む工事全体の円滑な進捗に寄与している。
■	□	⑤工事内容や工程等をチラシや看板（工事看板以外）等で、地域住民、通行者及び施設利用者に分かりやすく周知している。
■	□	⑥完成時に施設管理者に対する保守管理について必要な説明書が作成されている。
■	□	⑦現場の環境改善に取り組んでいる。
□	□	⑧その他：

□ 請負者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。
□ 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書等により指示を行った。
□ 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。

※上記該当項目が2項目以上の場合は「e」と評価する。

内容

採点結果			
評価対象項目数	7	該当項目が90%以上・・・・・・・・a	① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
評価該当項目数	0	該当項目が80%以上90%未満・・・・b	② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
評価値	0.0%	該当項目が60%以上80%未満・・・・c	③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
評価ランク	d	該当項目が60%未満・・・・・・・・d	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、「c」評価とする。

別紙1－4

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

項　目	3. 出来形及び出来ばえ	大　分　類　工　種	土木工事		第一次評定者（監督員）
細 別	Ⅰ. 出来形	a	b	c	d	e
		□　出来形管理が適切である。	□　出来形管理がほぼ適切である。	□　他の項目に該当しない。	□　出来形管理がやや不備である。	□　出来形管理が不備である。
大　分　類　工　種		「評価対象項目」				
土木工事		評価 □　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行なわれており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね50%以下である。 □　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行なわれており、測定値が規格値を満足し、そのバラツキが規格値の概ね80%以下である。 □　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行なわれており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。 □　出来形管理項目のない工種である。			□　監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□　請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
大分類で「土木工事」が選択されています。右欄で評価対象となる工種（小分類）を選択してください！		**評価する工種（小分類）を下欄で選択してください。多工種の場合は最大3工種に絞って総合的に評定できるものとする。**				
		注1）出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 注2）出来形管理とは、「石川県土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合については、監督員と協議の上で出来形管理を行うもである。				

細別	Ⅰ．出来形	a	b	c	d	e
		■ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。

大分類工種	「評価対象項目」		
土木・機械設備工事 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①据付に関する出来形管理が容易に出来るよう、出来形管理図などを工夫している。 ■ □ ②設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である.。 ■ □ ③施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 ■ □ ④設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議のうえで管理している。 ■ □ ⑤不可視部分となる出来形の工事写真・施工記録等が整備されている。 ■ □ ⑥塗装管理基準の塗膜圧管理を適切にまとめている。 ■ □ ⑦溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ■ □ ⑧自社の出来型管理基準を設定し、全て満足している。 ■ □ ⑨設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ■ □ ⑩分解整備における既設部品等の磨耗、損傷について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 □ □ ⑪その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
土木・電気設備工事、通信設備工事・受変電設備工事 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①据付に関する出来形管理が容易に出来るよう、出来形管理図などを工夫している。 ■ □ ②機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ■ □ ③設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である.。 ■ □ ④設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議のうえで管理している。 ■ □ ⑤不可視部分となる出来形の工事写真・施工記録等が整備されている。 ■ □ ⑥設備の据付及び固定方法が設計図書または承諾図書どおり施工している。 ■ □ ⑦配管及び配線が、設計図書または承諾図どおりに敷設されている。 ■ □ ⑧測定機器の点検を、定期的に行っている。 ■ □ ⑨行先などを表示した名札がケーブル等に分かり易く堅固に取付けられている。 ■ □ ⑩配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑪自社の出来型管理基準を設定し、全て満足している。 □ □ ⑫その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
解体（取壊し）工事	対象 評価 ■ □ ①施工計画書に出来形管理方法が記載され、それにより管理されている。 ■ □ ②指定仮設の設置範囲及び仕様等が設計図書を満足している。 ■ □ ③不可視部分となる出来形が工事写真で的確に確認できる。 ■ □ ④工程毎に写真管理している。 ■ □ ⑤整地の範囲及び仕様等が設計図書を満足している。 ■ □ ⑥解体（取壊し）対象物の数量等が確認できる。 ■ □ ⑦その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 不法投棄など重大な過失があった。 内容

採点結果				
	①評価対象項目数	－	該当項目が90%以上・・・・・・・・a	① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
	②評価対象ポイント	－	該当項目が80%以上90%未満・・・・b	② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
	③評価該当ポイント	－	該当項目が60%以上80%未満・・・・c	③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
	④評価値=(②/③)	－	該当項目が60%未満・・・・・・・・d	④ なお、評価対象項目数が3項目以下の場合は、c評価とする。
	⑤評価ランク	a		

別紙1－5

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

項　目	3．出来形及び出来ばえ	中　分　類　工　種	土木工事		第一次評定者（監督員）
細別	Ⅱ．品　質	a	b	c	d	e
		□ 施工品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 施工品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 施工品質関係の試験結果が試験基準を満足しているが、「a」及び「b」に該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、文章で改善指示を行った。	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。

中　分　類　工　種	「評価対象項目」	内容	内容
土木工事（一般）	1) 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 2) 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。 3) 評価は主要工種※を下欄で選択し最大3工種に絞り工事全般を通して評価するものとする。 なお、当該品質管理基準によりがたい場合については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。この場合、「その他」を選択し、欄外に評価する工種等を記載する。 その他を選択した場合の工種： 4) 1工種において数箇所の測定項目又は数種類の試験項目があるが、その項目毎に（a，b，c）を判定し、その中で最もバラつきの悪いものをその工種の判定とする。 5) ただし、以下の理由で判断できない場合は、「c」評価とする。 □ 施工品質関係の試験結果が試験基準を満足しているが、「a」及び「b」に該当しない。 □ 試験結果は規格値内であるが、試験又は測定回数が5回以下でばらつきの判断ができない。 □ 品質管理項目がない工事である。 ※ この評定における工種とは、「石川県土木工事施工管理基準」の「品質管理基準」に記載された工種をいう。		

中　分　類　工　種		「評価対象項目」				
細別	Ⅱ．品　質	a	b	c	d	e
		□　品質管理が適切である。	□　品質管理がほぼ適切である。	■　他の項目に該当しない。	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、文章で改善指示を行った。	□　請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。（解体工事においては、不法投棄など重大な過失があった。）

中　分　類　工　種	「評価対象項目」	内容	内容
土木・機械設備工事 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①試験成績書で機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足していることが確認できる。 ■　□　②部品の品質、性能が証明書等で確認できる。 ■　□　③溶接管理が設計書のとおり実施され、現地又は製造工場での立会検査等で内容が確認できる。 ■　□　④塗装管理が設計書のとおり実施され、現地又は製造工場での立会検査等で内容が確認できる。 ■　□　⑤操作制御盤設備について、操作スイッチや表示灯を承認図又は施工図のとおり配置し、操作性が良好である。 ■　□　⑥操作制御設備の安全装置及び保護装置が仕様書のとおり機能している。 ■　□　⑦設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 ■　□　⑧小配管、電気配線、配管が承諾図のとおりに敷設されている。 ■　□　⑨必要な設備の運転マニュアルや取扱説明書が備え付けられている。修繕等（改造、更新含む。）においては、既存運転マニュアルや取扱説明書の更新が行なわれていることが確認でき ■　□　⑩完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品ならびに箇所を明示している。 ■　□　⑪設備の構造や機器の配置が、点検及び部品等の交換作業を容易に出来るよう工夫している。 ■　□　⑫バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示されている。 ■　□　⑬機器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 ■　□　⑭回転部や高温部等の危険箇所に表示または防護をしている。 ■　□　⑮構造物の劣化状況をよく把握し、適切な対策を施していることが確認できる。 ■　□　⑯現地状況を勘案し施工方法について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 □　□　⑰その他：		

中　分　類　工　種	「評価対象項目」		
土木・電気設備工事、通信設備工事 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術的検討を実施している。 ■　□　②試験成績書で機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足していることが確認できる。 ■　□　③操作スイッチや表示灯を設計図書のとおり配置し、操作性が良好である。 □　□　④ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ■　□　⑤操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しており、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ■　□　⑥設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ■　□　⑦現場条件によって、機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合は、工場試験で確認している。 ■　□　⑧必要な設備の運転マニュアルや取扱説明書が備え付けられている。修繕等（改造、更新含む。）においては、既存運転マニュアルや取扱説明書の更新が行なわれていることが確認でき ■　□　⑨完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品ならびに箇所を明示している。 ■　□　⑩設備の構造や機器の配置が、点検及び部品等の交換作業を容易に出来るよう工夫している。 ■　□　⑪その他：	内容	内容
解体（取り壊し）工事	対象　評価 ■　□　①施工計画書に作業方法・手順、仮設、騒音、振動、粉塵対策が明記され、これにより管理されている。 ■　□　②施工計画書に安全対策（作業所、交通誘導員、搬出入路等）が明記され、これにより管理されている。 ■　□　③施工計画書に産業廃棄物の処理、リサイクル計画が明記され、これにより管理されてい。 ■　□　④産業廃棄物管理表（マニュフェスト）を交付し、記入漏れが無く適正に管理されている。 ■　□　⑤写真記録が的確に撮影され、適正に管理されている。 ■　□　⑥建設副産物適正処理推進要綱に基づき委託契約がなされ、適正に処理されている。 ■　□　⑦特別管理産業廃棄物（飛散アスベスト、PCB含有廃棄物等）の処理・保管が適正である。 ■　□　⑧特別教育の必要な作業において、それが実施され、参加者名簿及び作業記録等が管理されている。 ■　□　⑨石綿の飛散防止対策（作業実施の届出、作業基準の遵守等規制措置）を行ない、立ち入り禁 ■　□　⑩再生資源利用・促進計画書（実施書）が提出されている。 ■　□　⑪処理場、処理数量、運搬距離が明確であり、書類・写真で確認できる。 ■　□　⑫処理場状況と処理場所が写真で確認できる。 ■　□　⑬適宜、下請け業者の処理状況を確認している。 ■　□　⑭騒音・振動の発生抑制に努め、周辺住民等からの苦情がない。 □　□　⑮その他：	内容	内容

採点結果				
	①評価対象項目数	－	該当項目が90%以上・・・・・・・・a	①　評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
	②評価対象ポイント	－	該当項目が80%以上90%未満・・・・b	②　評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
	③評価該当ポイント	－	該当項目が60%以上80%未満・・・・c	③　評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
	④評価値=(②/③)	－	該当項目が60%未満・・・・・・・・d	④　なお、評価対象項目数が3項目以下の場合は、c評価とする。
	⑤評価ランク	c		

別紙2－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

項　目	2. 施工状況

第二次評定者（工事主管課長）

細 別	Ⅱ. 工程管理	a	b	c	d	e
		□ 工程管理が非常に優れている	□ 工程管理がやや優れている	■ 他の項目に該当しない。	□ 工程管理がやや不備である	□ 工程管理が不備である

各工事共通 該当項目数: 0 評価ランク: c	「評価対象項目」 評価 □ ①隣接（関連）する他の工事などとの工程調整に積極的に取り組み、遅れを発生させること無く工事を完成させた。 □ ②災害復旧工事など特に時間的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 □ ③工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 □ ④現場又は施工条件の変更等による工期的な制約のある中で、余裕をもって工事を完成させた。 □ ⑤上記①～④以外の工事であって、余裕をもって工事を完成させた。 □ ⑥工事工程の工夫により、休日・夜間工事や交通制限期間の短縮、又は回避等が見られた。 □ ⑦地元や関係機関との調整を積極的に行い、苦情やトラブルが無く工事を完成させた。 □ ⑧配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □ ⑨その他:	□ 工程管理に対して文書指導を行った。 内容	□ 工程管理を怠ったことにより工期遅延した。

※ 該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断し評価する。
※ 評価該当項目は「■」とする。
該当4項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・a
該当2～3項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・b
該当0～1項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・c

細 別	Ⅲ. 安全対策	a	b	c	d	e
		□ 安全対策が非常に優れている	□ 安全対策がやや優れている	■ 他の項目に該当しない。	□ 安全対策がやや不備である	□ 安全対策が不備である

各工事共通 該当項目数: 0 評価ランク: c	「評価対象項目」 評価 □ ①建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 □ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 □ ③安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 □ ④関連工事施工業者により組織される安全協議会でリーダーシップを執り積極的に取り組んでいる。 □ ⑤臨機応変に交通整理員を配置する等、安全確保に工夫が見られた。 □ ⑥その他:	□ 安全対策に対して文書指導を行った。	□ 安全対策を怠ったことにより工期遅延した。

※ 該当項目を現場への臨場、実施工程表、工事履行状況報告書及び施工体制書類などを基に総合的に判断し評価する。
※ 評価該当項目は「■」とする。
該当5項目以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・a
該当2～4項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・b
該当0～1項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・c

別紙2－2

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

項 目	4. 工事特性

第二次評定者（工事主管課長）

技術カキーワード一覧	具体的な施工条件等への対応事例
Ⅰ 施工規模の大きさへの対応 0 ☐ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。	【施工規模が特殊な工事】（該当項目をチェック） ☐ 1. 切土の土工量が20万m3以上　☐ 2. 盛土の土工量が15万m3以上　☐ 3. 護岸・築堤高の平均高が10m以上 ☐ 4. 樋門・樋管の内空断面積が15㎡以上　☐ 5. 揚排水機場の吐出管径が2,000㎜以上 ☐ 6. 堰、水門　最大径間長25m以上又は径間数が3径間以上又は扉体面席が50m2/門以上 ☐ 7. 海岸堤防、護岸、突堤、離岸提の水深が10m以上　☐ 8. 地滑り防止工の幅が100m以上且つ法長が150m以上 ☐ 9. 浚渫土量が100万m3以上　☐ 10. 流路工の計画流量が500m3以上　☐ 11. 橋梁下部工の高さが30m以上 ☐ 12. 橋梁上部工の最大支間長が100m以上　☐ 13. 砂防ダムの提高が15m以上　☐ 14. ダムの提高が150m以上 ☐ 15.ﾀﾞﾑ用水門の設計水深が25m以上　☐ 16.ﾄﾝﾈﾙ（ｼｰﾙﾄﾞ）の直径が8m以上 ☐ 17.ﾄﾝﾈﾙ(開削工法)の開削深さが20m以上　☐ 18.ﾄﾝﾈﾙ(NATM)の内空平均面積が100m2以上 ☐ 19.ﾄﾝﾈﾙ(沈埋工法)内空平均面積が300m2以上　☐ 20.転流ﾄﾝﾈﾙの流下能力が400m3/s以上 評価内容
	【施工施工条件が変化する工事】（該当項目をチェック） ☐ 1.砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事　☐ 2.供用中のトンネル拡幅工事 ☐ 3.鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事 評価内容
	【その他工事】（該当項目をチェック） ☐ 1.その他、構造物特有の難しさへの対応が特に必要な工事　☐ 2.その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事 ☐ 3.地山強度が低い又は土被りが薄いためFEM解析（有限要素法）などによる検討が必要な工事 評価内容
Ⅱ 都市部等への作業環境、社会条件等への対応 0 ☐ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響には慮する工事 ☐ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7.現道での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8.緊急時の対応が特に必要な工事 作業内容： ☐ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 作業範囲： ☐ 10.その他 理由： ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする。	【地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響には慮する工事】（該当項目をチェック） ☐ 1. 供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事　☐ 2. 市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事 ☐ 3. 監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事 評価内容
	【周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事】（該当項目をチェック） ☐ 1. ガス管、水道管、電話線等の支障物件移設について施工工程の管理に特に注意を要した工事 ☐ 2. 地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事　☐ 3. その他各種制約があり、施工に特に厳しい制約を受けた工事 評価内容
	【周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事】（該当項目をチェック） ☐ 1.市街地での夜間工事　☐ 2.DID地区での工事 評価内容
	【現道での交通規制に大きく影響する工事】（該当項目をチェック） ☐ 1. 日交通量1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事　☐ 2. 供用している自専道等の路上工事で、交通規制が必要な工事 ☐ 3. 工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識類の設置撤去を日々行った工事 評価内容
	【緊急時の対応が特に必要な工事】（該当項目をチェック） ☐ 1. 緊急時の作業があり、その作業のすべてに対応した工事 評価内容
	【施工箇所が広範囲にわたる工事】（該当項目をチェック）

	□ 1. 作業範囲が広範囲に分布している工事
	評価内容
	【その他工事】(該当項目をチェック) □ 1. 施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事 □ 2. その他、周辺環境又は社会的条件への対応が特に必要な工事
	評価内容
Ⅲ 厳しい自然・地盤条件への対応 0 □ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15.その他 理由: ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば3点の加点とする。	【特殊な地盤条件への対応が必要な工事】(該当項目をチェック) □ 1. 河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留め工法が必要な工事 □ 2. 支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど、支持地盤を確認しながら再設計した工事 □ 3. 施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事
	評価内容
	【雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 】(該当項目をチェック) □ 1. 海岸又は河川区域内のため、設計図書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や船台を使用する工事 □ 2. 潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事
	評価内容
	【急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 】(該当項目をチェック) □ 1. 急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。若しくは命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) □ 2. 斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事 □ 3. 土石流危険渓流に指定された区域内における工事
	評価内容
	【動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 】(該当項目をチェック) □ 1. イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事
	評価内容
	【その他工事 】(該当項目をチェック) □ 1. その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事 □ 2. その他、災害等における臨機の措置のうちに特に評価すべき事項が認められる工事
	評価内容
Ⅳ 長期工事における安全確保への対応 0 □ 16.工期が12ヶ月を超え、事故が無く完成した工事(全面、一時中止期間は除く) □ 17.その他 ※上記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とする。	
評価内容	
評 点: 0 点	

※1. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して評価する項目である。
※2. 評価にあたっては、第一次評定者(監督員)と協議し、該当する項目を■にし評価した内容を評価内容欄に記載する。
※3. 工事特性は、最大10点の加点評価とする
※4. 「5.創意工夫」との二重評価はしない。

別紙２－３

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

項　目	５．創意工夫

第二次評定者（工事主管課長）

創意工夫キーワード一覧表	評価した内容
●施工関係　0 ☐ 1. 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫又は、設備据付後の試運転調整に関する工夫 ☐ 2. コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫 ☐ 3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫 ☐ 4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫 ☐ 5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事の配線、配管等に関する工夫 ☐ 6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫 ☐ 7. 照明などの視界の確保に関する工夫 ☐ 8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫 ☐ 9. 運搬車両・施工機械等に関する工夫 ☐ 10. 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工版、山留め等の仮設工に関する工夫 ☐ 11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫 ☐ 12. 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫 ☐ 13. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫 ☐ 14. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫 ☐ 15. ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事（２点） ☐ 16. 特殊な工法や材料を用いた工事 ☐ 17. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 ☐ 18. その他：	
●品質関係　0 ☐ 1. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫 ☐ 2. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫 ☐ 3. 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 ☐ 4. 配筋・溶接作業等に関する工夫 ☐ 5. その他：	
●安全衛生関係　0 ☐ 1. 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。（２点） ☐ 2. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 3. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 4. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 ☐ 5. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫 ☐ 6. 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫 ☐ 7. 厳しい作業環境の改善に関する工夫 ☐ 8. ゴミの軽量化、アイドリングストップの励行など環境保全に関する工夫 ☐ 9. その他：	
●その他　0 ☐ 1. その他： ☐ 2. その他： ☐ 3. その他：	
評　点：０　点	

・ **特に評価すべき創意工夫事例については評価した内容も記載する。（評価した内容を記載しないと加点されません。）**
・ 創意工夫はは、最大5点の加点評価とする
・ 該当ｷｰﾜｰﾄﾞ数の数と重みを勘案して評点する。
・ １項目１点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※1. 創意工夫においては「4. 工事特性」の考査項目において評価するほどではないが、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があれば加点・抽出記載する。
※2. 「2. 施工状況」「3. 出来形及び出来ばえ」においても創意工夫は加点対象とするが、企業努力を引き立たせるため本考査項目でも再評価する。
※3. 創意工夫は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では軽微なものを評価する。
※4. キーワードの評価（選定）及び詳細評価は、第一次評定者（監督員）との合議を原則として記述する。
※5. 「4. 工事特性」との二重評価はしない。

別紙２－４

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

項　　目	６．社会性等

第二次評定者（工事主管課長）

細　別	Ⅰ．地域への貢献	a	a’	b	b’	c
		□　地域への貢献が非常に優れている	□　地域への貢献がbより優れている	□　地域への貢献がやや優れている	□　cより優れている。	■　他の評価に該当しない

各工事共通

実 施 項 目 数 ： 0
評 価 ラ ン ク ： c

「評価対象項目」

評価　　地域への貢献度とは、工事の施工に伴って地域社会や住民の対する配慮等の貢献について評価する。

□　①河川、海岸等の環境保全を具体的に実施した。
□　②国立公園や県立公園等及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動・植物への保護等に積極的に取り組んだ。
□　③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
□　④工事現場に工事範囲及び施工している位置を表示するなど、地元のほか通行者に対しても情報が発信され、又は、現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
□　⑤工事中及び終了後、工事区域外の周辺道路も清掃等が実施された。
□　⑥工事（関係車両の経路）に使用した、又は、現場付近の道路等の修復に配慮が見られた。
□　⑦災害時又は荒天時等において、地域や周辺住民の援助・救援・災害防止活動に積極的に協力した。
□　⑧現場近隣で開催されるイベントにあたり、現場の美化や建設機械や工事資材の一時撤去などを行い開催者や見物人への配慮が見られた。
□　⑨工事工作物の仕上げや、維持管理、使い勝手等に配慮が見られた。
　　⑩建設現場における週休２日（４週８休相当）を達成した。（実施項目数２点相当）
□　⑪その他：

※　該当項目を現場、実施工程表、工事履行状況報告書及び工事写真などを基に評価する。

実施項目数が５点以上・・・a　　実施項目数が２点・・・・・・・b’
実施項目数が４点・・・・・・・a’　　実施項目数が１点以下・・・c
実施項目数が３点・・・・・・・b

別紙２－５

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

項　目		８．法令の遵守等

第二次評定者（工事主管課長）

「法令遵守等の該当項目一覧表」

	措　置　内　容	減点数
□	１．指名停止3ヶ月以上	−20点
□	２．指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	−15点
□	３．指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	−13点
□	４．指名停止2週間以上1ヶ月未満	−10点
□	５．文書注意	−8点
□	６．口頭注意	−5点
□	７．工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合	−3点
□	８．その他 （理由：	点
■	９．項目該当なし	

※ 指名停止については、施工中に【適応事例等】に該当した場合、監理課と協議し指名停止期間が決定した項目に「■」を記入する。ただし、他の工事で指名停止になった場合については該当しない。

※ 適応事例及び措置内容の該当項目に「■」を記入する。なお、法令遵守等にかかる措置内容の該当項目で、該当項目がない場合は、参考までに監督員へ聞取りなどしたうえで、客観的に判断し評価する。

① 本評価項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④ 総合評価方式における技術提案が、受注者の責任より履行されなかった場合は、「8．その他」で減じる措置を行う。

【適応事例】

□ 1. 入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
□ 2. 承諾なしに権利または義務を第三者に譲渡又は承継した。
□ 3. 使用人に関する労働基準法に問題があり、送検等された。
□ 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
□ 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕または公訴された。
□ 6. 一括下請けや技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
□ 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
□ 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
□ 9. 監督または検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
□ 10. 下請代金を期日以内に支払っていない。不当に下請代金の額を減じているなど下請代金遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
□ 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
□ 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
□ 13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
□ 14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

別紙3－1

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

項 目	2. 施工状況

第三次評定者（検査員）

細 別	Ⅰ. 施工管理	a	b	c	d	e
		□ 施工管理が優れている	□ 施工管理がやや優れている	□ 他の項目に該当しない。	■ 施工管理がやや不備である	□ 施工管理が不備である

工 種	「評価対象項目」	
各工事共通	対象 評価 ■ □ ①設計図書と現場に相違（請負契約書約款18条第1項第1号から5号）があった場合、監督員に確認又は協議するなど必要な対応が行われていることが確認できる。 ■ □ ②施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。（請負額1,000万円以上又は仕様書等で提出を要するもの。） ■ □ ③施工計画書に出来形、品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。（同上） ■ □ ④施工計画書と現場施工方法が一致していることが確認できる。（同上） ■ □ ⑤現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更施工計画書を提出していることが確認できる。 ■ □ ⑥工事記録の整備が適時、的確になされていることが確認できる。 ■ □ ⑦段階確認・立会等の申請が適切な時期に行われていることが確認できる。。 ■ □ ⑧建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ⑨材料等の搬入や取壊しガラの搬出における過積載防止対策が講じられ、取り組んでいることが確認できる。 ■ □ ⑩下請との契約が適切に締結され、完成検査を実施していることが確認できる。 ■ □ ⑪施工体制台帳により作業分担の範囲が確認出来る。（下請契約がある場合） ■ □ ⑫建退共又はそれに代わる退職金制度に加入していることが証書等のコピーで確認できる。かつ、建退共に加入している場合は、掛金充当実績総括表(様式031)及び工事別共済紙受払簿(様式032)等で適切に処理されたこと確認できる。 ■ □ ⑬工事の関係書類及び資料の整理が良く見やすい。 ■ □ ⑭細部の仕上げや打合せ記録等で設計図書の照査を行なっていることが確認できる。 □ □ ⑮その他：	□ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により修補指示を行った。 □ 契約図書に基づく施工上の義務につき、検査員から文書により指示を行った。 ※原則として、上記に1項目でも該当があれば「d」 ※2項目に該当あれば「e」 内容

採点結果				
	評価対象項目数	14	該当項目が90%以上・・・・・・・・a	① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
	評価該当項目数	0	該当項目が80%以上90%未満・・・・b	② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
	評価値	0.0%	該当項目が60%以上80%未満・・・・c	③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
	評価ランク	d	該当項目が60%未満・・・・・・・・d	④ 評価対象項目数が3項目以下の場合は、c評価とする。

別紙3－2

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

項　目	3. 出来形及び出来ばえ	大　分　類　工　種	土木工事	

第三次評定者（検査員）

細別	Ⅰ. 出来形	a	a'	b	b'	c	d	e
		□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理が概ね適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 出来形管理がやや適切である。	■ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文章で指示を行ない改善された。	□ 出来形管理の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補の指示を行なった。

大　分　類　工　種	「出来形測定のバラツキ」
土木工事	出来形管理項目のない工種である。
	「評価対象項目」
	評価 □ ①出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 □ ②不可視部分の出来形が写真で的確に判断できる。 □ ③自社の出来型管理基準を設定し、全て満足している。 □ ④写真管理基準の項目を満足している。 □ ⑤出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 □ ⑥その他:

最大3工種（小分類）に絞って総合的に評定できるものとする。

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法である。
③ 出来形管理とは、「石川県土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状及び寸法を確保する管理体系である。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

採点結果			
	評価項目数	0	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行なわれており、測定値が規格値を満足し、
	評価ランク	c	a・・・・そのバラツキが規格値の概ね50%以内かつ評価項目が4項目以上。 a'・・・・そのバラツキが規格値の概ね50%以内かつ評価項目が3項目、又は、バラツキが規格値の概ね80%以内かつ評価項目が5項目。 b・・・・そのバラツキが規格値の概ね50%以内かつ評価項目が2項目、又は、バラツキが規格値の概ね80%以内かつ評価項目が4項目。 b'・・・・そのバラツキが規格値の概ね50%以内かつ評価項目が1項目、又は、バラツキが規格値の概ね80%以内かつ評価項目が3項目。 c・・・・測定値が規格値を満足し、a～b'に該当しない。

細別	Ⅰ．出来形	a	a'	b	b'	c	d	e
		□ 出来形管理が適切である。	□ 出来形管理が概ね適切である。	□ 出来形管理がほぼ適切である。	□ 出来形管理がやや適切である。	■ 他の項目に該当しない。	□ 出来形管理がやや不備である。	□ 出来形管理が不備である。

大分類工種	「評価対象項目」		
土木・機械設備工事	対象 評価 ■ □ ①据付に関する出来形管理が容易に出来るよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ■ □ ②設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる.。 ■ □ ③施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ■ □ ④設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議のうえで管理していることが確認できる。 ■ □ ⑤不可視部分となる出来形が工事写真で、的確に確認できる。 ■ □ ⑥塗装管理基準の塗膜圧管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ■ □ ⑦溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ■ □ ⑧自社の出来型管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ■ □ ⑨設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ■ □ ⑩分解整備における既設部品等の磨耗、損傷について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録していることが確認できる。 □ □ ⑪その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検 内容
土木・電気設備工事、通信設備工事・受変電設備工事	対象 評価 ■ □ ①据付に関する出来形管理が容易に出来るよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 ■ □ ②機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ■ □ ③施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 ■ □ ④設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる.。 ■ □ ⑤設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議のうえで管理していることが確認できる。 ■ □ ⑥不可視部分となる出来形が工事写真で、的確に確認できる。 ■ □ ⑦設備の据付及び固定方法が設計図書または承諾図書どおり施工していることが確認できる。 ■ □ ⑧配管及び配線が、設計図書または承諾図どおりに敷設されていることが確認できる。 ■ □ ⑨測定機器の点検を、定期的に行っていることが確認できる。 ■ □ ⑩行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かりやすく堅固に取り付けている。 ■ □ ⑪配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑫自社の出来型管理基準に基づき管理していることが確認できる。 □ □ ⑬その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検 内容
解体（取壊し）工事	対象 評価 ■ □ ①施工計画書に出来形管理方法が記載され、それにより管理されていることが確認できる。 ■ □ ②指定仮設の設置範囲及び仕様等が設計図書を満足していることが確認できる。 ■ □ ③不可視部分となる出来形が工事写真で的確に確認できる。 ■ □ ④工程毎に写真管理していることが確認できる。 ■ □ ⑤整地の範囲及び仕様等が設計図書を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑥解体（取壊し）対象物の数量等が確認できる。 ■ □ ⑦その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 不法投棄など重大な過失があった。 内容

採点結果					
	評価対象項目数	－	該当項目が95%以上・・・・・・・・a	該当項目が60%以上70%未満・・・・c	① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
	評価該当項目数	－	該当項目が90%以上95%未満・・・・	該当項目が60%未満・・・・・・・・d	② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
	評価値	－	該当項目が80%以上90%未満・・・・b		③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
	評価ランク	c	該当項目が70%以上80%未満・・・・b'		④ なお、評価対象項目数が3項目以下の場合は、c評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

第三次評定者（検査員）

項 目	3. 出来形及び出来ばえ	評価対象（小分類工種）				
細 別	Ⅱ. 品 質	a	a'	b	b'	c
		□ 優れている。	□ bより優れている。	□ やや優れている。	□ cより優れている。	□ 他の項目に該当しない。

d	e
■ 品質がやや不備である。	□ 品質が不備である。

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」		
土工事（盛土、切土、築堤） 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①作業終了時又は中断する場合において、雨水による崩壊が起こらないよう、施工面に横断勾配を設け排水対策を実施していることが確認できる。 ■ □ ②傾斜地に盛土をする際、段切りが施工前に適切に行われており、盛土と現地盤との密着及び滑動防止が図られていることが確認できる。 ■ □ ③盛土材との一体性を確保するため、地盤表面を盛土層厚の1/2程度まで掻きほぐし、盛土材とともに締め固めていること確認できる。 ■ □ ④軟弱地盤及び地下水の高い地盤上に盛土を行う場合には、排水施設を設け、盛土敷きを乾燥させていることが確認できる。 ■ □ ⑤構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 ■ □ ⑥一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 ■ □ ⑦筋芝または種子吹付等を適切に行っている。 ■ □ ⑧土羽土の土質が試験成績書等により適正であることが確認できる。 ■ □ ⑨法面に有害なクラックや損傷部がない。 ■ □ ⑩伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 ■ □ ⑪残土の処理が適切に実施されている。 ■ □ ⑫CBR試験等の品質に必要な試験を行っている。 □ □ ⑬その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
土工事（区画整理、農地造成） 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①伐開・除根作業により発生した伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている確認できる。 ■ □ ②仮設道路、仮排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に管理され設計以上であることが確認できる。 ■ □ ③雨水等による崩落、土砂の流亡等を防止するための排水対策が実施されていることが確認できる。 ■ □ ④表土のはぎ取りにあたり、雑物等が混入しないよう注意すると共に、表土の基礎への混入や逸散の防止等に細心の注意を払って施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑤造成、整地等は設計図書等に基づき施工されており、仕上がりについては基準値を満足している。 ■ □ ⑥道路の造成にあたり、横断勾配、土質等について設計図書等に基づき適切に施工されており、仕上がりについても基準値を満足している。 ■ □ ⑦土壌改良に使用する肥料は法律に基づく保証票が確認でき、施工は仕様書等に基づき細心の注意を払っている。 ■ □ ⑧畦畔、溝畔等は設計図書に基づき施工されており、仕上がりは規格値を満足している。 □ □ ⑨その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
土工事（林道土工） 評価割合	対象 評価 ■ □ ①伐開・伐根作業により発生して伐開木、根株、枝条等が適切に処理されている。 ■ □ ②掘削面の土砂等は、乱さないように丁寧にすき取り、適切な場所に搬出している。 ■ □ ③基礎地盤が急勾配の斜面では、法面の崩壊や不等沈下の防止のため段切等適切に施工している。 ■ □ ④盛土中の暗渠・管等の構造物のある場合は偏圧のかからないよう施工している。 ■ □ ⑤路床、排水路等は設計図書により施工・管理されており、その出来形についても適切に確認できる。 ■ □ ⑥着手前に、崩壊、湧水等を調査確認し、適切な排水対策が実施されている。 ■ □ ⑦地すべり、崩壊等のある場合は、適切な予防法により工夫され施工されている。	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

評価対象(小分類工種)	「評価対象項目」		
	■ □ ⑧掘削等により、立木等に損傷を与えず、また飛散の防止等にも注意を払って施工されている。 ■ □ ⑨道路の横断勾配、幅員・基準高、土質等について設計図書等に基づき適切に施工管理されており仕上がりも基準値を満足している。 □ □ ⑩その他:		
コンクリート構造物工事 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの品質(強度、W／C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ■ □ ②コンクリート受入時に必要な供試体を採取し、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 ■ □ ③コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ■ □ ④施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ■ □ ⑤型枠、支保工の取り外しは設計図書で定められているとおりであることが確認できる。定めのない場合は、供試体の圧縮強度を基に部材の受ける荷重等を考慮して行われていることが確認できる。 ■ □ ⑥鉄筋の規格、品質が証明書類で確認できる。 ■ □ ⑦コンクリート養生が、設計図書を仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑧コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適切であることが確認できる。 ■ □ ⑨鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 ■ □ ⑩圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ■ □ ⑪アンダードレン及びウィープホールが適正(間隔、勾配等)に取り付けられている。 ■ □ ⑫止水板、伸縮目地が適正に配置されている。 ■ □ ⑬スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 ■ □ ⑭スペーサーが適切に配置され、鉄筋のかぶりが確保されていることが確認できる。 ■ □ ⑮コンクリートの打設前に、打ち継ぎ目地処理を適切に行なっていることが確認できる。 ■ □ ⑯有害なクラックが無い。 □ □ ⑰その他:	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
護岸・根固・水制工事 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 ■ □ ②床掘り箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ■ □ ③コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 ■ □ ④有害なクラックがない。 ■ □ ⑤工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ■ □ ⑥裏込材、胴込めコンクリートの充填または締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 ■ □ ⑦緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等で、材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがないよう施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑧護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 ■ □ ⑨石積(張)において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑩遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切であることが確認できる。 ■ □ ⑪植生工で、植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切であることが確認できる。 ■ □ ⑫基礎工の掘削においては、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ■ □ ⑬埋め戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑭指定材料の品質が証明書類で確認できる。 ■ □ ⑮盛土・掘削工にあたって、地形・地質の軟弱・現地の状況・気象条件等に応じて安全に施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑯掘削工では、施工中の地山の動きに注意し、他の施設(構造物)に影響を与えること無く平滑に規定断面を仕上げていることが確認できる。 ■ □ ⑰法面整形にあたって、法面崩壊が起こらないように施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑱設置されたブロックに破損や補修痕のないことが確認できる。	□ 監督員が文書で改善指示を行った。	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」		
	■ □ ⑲コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの品質(強度、W／C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ □ ⑳その他：		
舗装工事（歩車道含む） ※仮復旧は除く。 評価ポイント	対象 評価【路床・路盤工】 ■ □ ①設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 ■ □ ②路床盛土において、1層の仕上がり20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 ■ □ ③構造物周辺や狭少部における締固めが、タンパ等小型締固め機械により施工されていることが確認できる。 ■ □ ④路盤の施工に先立って路床面、下層路盤の浮石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ■ □ ⑤路床及び路盤工のプルフローリングを行っていることが確認できる。 ■ □ ⑥セメント安定処理工において、施工前に六価クロム溶出試験を行っていることが確認できる。。 ■ □ ⑦安定処理工において、配合量が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑧安定処理工において、混合が均一になるよう施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑨路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑩材料の品質証明書が整備されている。 □ □ ⑪その他： 【アスファルト舗装工】 ■ □ ①アスファルト混合物の品質が配合設計及び試験練りの結果、又は事前審査制度の証明書により確認できる。 ■ □ ②混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ■ □ ③施工に先立って上層路盤の浮石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ■ □ ④アスファルト乳剤がムラ無く散布され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑤舗設後、直ちに供用する必要のある現場において、定められた条件を満足して交通開放を行っていることが確認できる。 ■ □ ⑥舗装の各層の継ぎ目の位置が、仕様書に定められた数値以上ずらしていることが確認できる。 ■ □ ⑦施工目地の処理が仕様書に定められたとおりであることが確認できる。 ■ □ ⑧気象条件を考慮した混合物の運搬及び舗設作業（締め固め等）が行われていることが確認できる。（該当があれば対象とする。） ■ □ ⑨構造物周辺や狭少部における締固めが、タンパ等小型締固め機械により施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑩コア採取により厚さ、密度の管理が適切に行われていることが写真で確認できる。 □ □ ⑪その他： 【コンクリート舗装工】 ■ □ ①コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの品質(強度、W／C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ■ □ ②コンクリート受入時に必要な供試体を採取し、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 ■ □ ③施工に先立って上層路盤の浮石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ■ □ ④コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ■ □ ⑤施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ■ □ ⑥チェアー（横目地部）、ダイバー（縦目地部)等の保管管理が適正であることが確認できる。 ■ □ ⑦金網の重ね幅が15cm以上あり、鉄線で結束されていることが確認できる。 ■ □ ⑧乗り入れ箇所が設計図書を満足するように施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑨歩道部において、路盤紙の敷設又はアスファルト乳剤の散布が適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ⑩歩道部において、目地が適切に設置されていることが確認できる。 □ □ ⑪その他： 【平板ブロック等舗装工】 ■ □ ①平板、レンガ、タイル舗装等の目地に目違いがなく、設計図書の仕様を満足するように施工されていることが確認できる。 ■ □ ②クッション砂は転圧後、所定の高さで施工されていることが確認できる。 ■ □ ③目地砂は適切に充填されている。	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

評価対象(小分類工種)	「評価対象項目」		
	■ □ ④乗り入れ箇所が設計図書のとおり施工されていることが確認できる。 □ □ ⑤その他: 【橋面舗装】 ■ □ ①舗装に先駆けて行う防水工において、むらがなく橋面の防水前及び施工後の測定し設計図書の仕様を満足していることが確認できる。。 ■ □ ②水の侵入を防止する舗装端部の処理が適正に施工されていることが確認できる。 ■ □ ③防水シートは、橋面部を洗浄し、水分計等で床版が十分に乾燥したことを確認した後に付着を行っていることが確認できる。 ■ □ ④舗装コアを採取しない場合において、適切な方法で密度管理を行っていることが確認できる。 □ □ ⑤その他:		
二次製品構造物工事 (擁壁・水路等)	対象 評価【共 通】 ■ □ ①品質照合の書類が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。 ■ □ ②掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ■ □ ③施工基面が平滑に仕上げられていることが確認できる。 ■ □ ④掘削箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 ■ □ ⑤二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 ■ □ ⑥土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 ■ □ ⑦施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。 ■ □ ⑧製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 ■ □ ⑨既設構造物との取り合いや曲線部の施工が適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ⑩工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 【擁壁類(補強土擁壁は除く)】 ■ □ ①胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じてないことが確認できる。 ■ □ ②基礎コンクリートにクラック等の欠陥がないことが確認できる。 ■ □ ③材料の連結または、かみ合わせが適切であることが確認できる。 ■ □ ④端部における地山とのすりつけが適切であることが確認できる。 ■ □ ⑤丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保されていることが確認できる。 ■ □ ⑥コンクリート板擁壁工の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ⑦基礎地盤の支持力を確認して施工されていることが確認できる。 □ □ ⑧その他: 【補強土擁壁】 ■ □ ①盛土材料の土質が適正であることが確認できる。 ■ □ ②盛土の締固めを適切な条件(人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等)で施工されていることが確認できる。 ■ □ ③現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられていることが確認できる。 ■ □ ④盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。 □ □ ⑤その他: 【側溝、用排水路】 ■ □ ①側溝・水路の仕上がり面と排水面と整合がとれ、良好な排水が確認できる。 ■ □ ②位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されていることが確認できる。 ■ □ ③不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われていることが確認できる。 ■ □ ④自由勾配側溝においては、製品と基礎コンクリートに隙間が無いことが確認できる。 ■ □ ⑤呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がないことが確認できる。 ■ □ ⑥施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されていることが確認できる。 ■ □ ⑦不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂がないことが確認できる。 ■ □ ⑧継目部の目地モルタルが適切に施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑨製品の継目部には隙間、ズレがなく、適切に施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑩民地等の排水処理について、適切に処理されていることが確認できる。	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

評価対象(小分類工種)	「評価対象項目」		
	□ □ ⑪その他: 【管水路】 ■ □ ①中心線の通りがよいことが確認できる。 ■ □ ②地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 □ □ ③その他:		
公園・植栽工事 評価ポイント	対象 評価【共 通】 ■ □ ①コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの品質(強度、W／C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ■ □ ②材料の規格、品質が適正であり、証明書等が整備されていることが確認できる。 ■ □ ③路床、路盤工のプルフローリングを行っている。 ■ □ ④石積み、二次製品側溝等で材料のかみ合わせ又は連結が適正で、裏込め材等に沈下、崩壊又は漏水の恐れがないことが確認できる。 ■ □ ⑤工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 【舗装工・表層工】 ■ □ ①設計図書に基づく混合物の配合報告書により、適切な混合物の規格が確認できる。 ■ □ ②クレー(混合土)表層材料の混合が入念に行われ、品質が均一であることが記録等で確認できる。 ■ □ ③平板、レンガ、タイル舗装等の目地に目違いがなく、共通仕様書等に定められたとおり処理されていることが確認できる。 ■ □ ④クッション砂は転圧後、所定の高さで施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑤目地砂は適切に充填されている。 ■ □ ⑥暗渠排水は、設計どおりの位置に設置され排水勾配が確保されていることが確認できる。 □ □ ⑦その他: 【植栽、緑化工】 ■ □ ①樹木の搬入から植え付けまでの活着管理が適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ②樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ③樹木等の生育に害のある害虫等が除去されていることが確認できる。 ■ □ ④植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り、底部を耕していることが確認できる。 ■ □ ⑤客土と土壌改良材等の配合量や混合が適切にされていることが確認できる。 ■ □ ⑥肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されていることが確認できる。 ■ □ ⑦肥料の仕入れが登録業者からであることが確認できる。 ■ □ ⑧施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 ■ □ ⑨添木をぐらつきの無いように設置していることが、確認できる。 ■ □ ⑩樹名板を視認しやすい場所に据え付けていることが確認できる。 □ □ ⑪その他: 【遊具等設置工】 ■ □ ①ボルト等のガタツキが無く締め付けられ、ワリピン等で固定されていることが確認できる。 ■ □ ②ロープ、ネットの結び目、接合部は、見栄えが良く、堅固に取り付けられていることが確認できる。 ■ □ ③遊具の建て込みにおいて、ひづみ、ゆがみ、振れがないよう支保工や仮溶接で固定し、施工されていることが確認できる。 ■ □ ④基礎コンクリートの養生が適切に行われていることが、確認できる。 ■ □ ⑤金属性遊具のコンクリート基礎において、支柱地際を除き地面に露出無く施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑥基礎コンクリートに支柱の根がらみが設置されていることが確認できる。 ■ □ ⑦防腐材が安全な材料を使用していることが確認できる。(木製遊具等) ■ □ ⑧木材の材質、含水率等に応じた防腐処理管理が適切に行われていることが確認できる。(木製遊具等) □ □ ⑨安全領域の確認を行なっている。 □ □ ⑩その他: 【付属物・設備工】 ■ □ ①製品、機器の機能、性能が確認でき、満足している。	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」		
	■ □ ②製品、機器の配置に創意工夫がなされ、全体機能のバランスがよい。 ■ □ ③地下埋設物が設計図書に基づき適正に施工されており、記録により確認できる。 □ □ ④その他：		
電線共同溝 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①材料の品質規定証明書が整備されている。 ■ □ ②管路の導通試験を実施しており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 ■ □ ③特殊部（BOX部）の施工基面の支持力が、均等となるよう且つ不陸が無いよう仕上げていることが確認できる。 ■ □ ④現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられていることが確認できる。 ■ □ ⑤締固めを適正な条件で施工していることが確認できる。 ■ □ ⑥多孔管において、隣接するブロックに目違いが生じないよう、かつ、左右上下の接合が平滑であることが確認できる。 ■ □ ⑦単管においてスペーサー等を用いて敷設間隔が均等であることが確認できる。 ■ □ ⑧特殊部材等の吊り込みに適切なクレーンが選定され、据え付け等に十分注意を払っていいることが確認できる。 ■ □ ⑨特殊部及び断面変化部等への管路取り付けにおいて、間隔が保たれ、管路材の切り口が同一垂直面に取り揃えられていることが確認できる。 ■ □ ⑩管枕及び埋設シートの位置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑪管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を確保していることが確認できる。 ■ □ ⑫工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ □ ⑬その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
防護柵（網）・標識・区画線設置 評価ポイント	対象 評価【共 通】 ■ □ ①防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足していることが確認できる。 ■ □ ②材料の品質規格証明書が整備されている。 ■ □ ③仕様書に定められている品質管理が実施されている。 ■ □ ④防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ■ □ ⑤防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 ■ □ ⑥基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して施工していることが確認できる。 ■ □ ⑦工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 【防護柵（網）】 ■ □ ①支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 ■ □ ②コンクリート基礎部又はガードケーブルの末端支柱を土中に設置する際に打設したコンクリートの規格が設計図書を満足していることが確認できる。 ■ □ ③ガードケーブルにおいて、設計図書に定められた張力を与えていることが確認できる。 ■ □ ④ガードケーブルの曲線部では、支柱がケーブル張力によって傾かないように施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑤支柱を支える基礎は、規格どおりに出来上がり、高さ、位置は設計図書に適合することが確認できる。 ■ □ ⑥支柱の根入れ長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑦木製材料の有害な腐れ、割れ、曲がり等の欠陥がないことが確認できる。 □ □ ⑧その他： 【視線誘導標・道路標識】 ■ □ ①支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 ■ □ ②色彩・反射性能を試験結果報告書等で確認できる。 ■ □ ③視線誘導標の支柱が沈下する恐れがないよう十分突き固められてで確認できる。 □ □ ④その他： 【区画線】 ■ □ ①ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下であることが確認できる。 ■ □ ②施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書を満足していることが確認できる。 ■ □ ③溶融式区画線の施工では、溶融漕を適温(180℃～220℃)に管理している。 ■ □ ④溶融式区画線において、厚さがテストピース等で設計図書を満足していることが確認できる。	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」		
	■ □ ⑤設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いていることが確認できる。 ■ □ ⑥溶融式、高視認性区画線にあっては、プライマーが路面に均等に塗布されていることが確認できる。 ■ □ ⑦施工時の気象条件を考慮し、施工がなされていることが確認できる。 ■ □ ⑧消去の場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 □ □ ⑨その他：		
法面・落石防止・雪崩防止策工 評価ポイント	対象 評価【共　通】 ■ □ ①施工基面に切り過ぎがなく、平滑に仕上げられていることが確認できる。 ■ □ ②湧水、地表水の処理が適切で浸食、亀裂等がないことが確認できる。 【種子、客土、厚層基材吹き付け工関係】 ■ □ ①吹付け面の浮石その他雑物が除去されていることが確認できる。 ■ □ ②種子吹付け前に土壌硬度試験及び土壌試験(pH)を実施し、施工に反映していることが確認できる。 ■ □ ③種子吹付けを適切な時期に行っている。乾燥期である場合は、継続した散水養生を行っていることが確認できる。 ■ □ ④吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ■ □ ⑤吹付け厚さによって、必要な場合2層以上に分けて行っていることが確認できる。 ■ □ ⑥吹き付けは法肩部分を巻き込んで施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑦金網張りをしている場合、アンカーピンが設計図書どおり設置されていることが確認できる。 ■ □ ⑧金網は法肩部を巻き込んで主アンカーピンで固定されていることが確認できる。 ■ □ ⑨植生シート、マットは隙間が生じないよう施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑩植生シート、マットが自重によって破損しないよう、ネットが取り付けられていることが確認できる。 ■ □ ⑪使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ □ ⑫その他： 【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ■ □ ①吹付け面がゴミ、泥土及び浮石等が除去されていることが確認できる。 ■ □ ②吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ■ □ ③吹付け材の配合が設計図書のとおりであることが確認できる。 ■ □ ④吹付けを2層以上に分けて施工されている場合、層間に剥離がないことが確認できる。 ■ □ ⑤金網等の重ね幅が10cm以上確保されていることが確認できる。 ■ □ ⑥金網張りのアンカーピンが設計図書どおり設置されていることが確認できる。 ■ □ ⑦コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ■ □ ⑧跳ね返り材料が除去され不良箇所が生じないよう施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑨伸縮目地又は水抜きパイプが適切に配置されていることが確認できる。 □ □ ⑩その他： 【現場打・プレキャスト法枠工関係】 ■ □ ①現場打法枠において、枠の支点にアンカーピンを設けて補強されている場合は、アンカーピンが法面に直角に設置されていることが確認できる。 ■ □ ②現場養生が適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ③コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 ■ □ ④プレキャスト法枠工において、枠のかみ合わせが正しく滑動しないように積み上げられていることが確認できる。 ■ □ ⑤プレキャスト法枠工において、滑り止めのアンカーピンを用いてる場合、枠の支点部とアンカーピンが連結されていることが確認できる。 ■ □ ⑥コンクリート二次製品の規格・品質が適正であり、証明書等が整備されていることが確認できる。 ■ □ ⑦アンカーピンの施工長さが確認できる。 ■ □ ⑧枠内が土砂詰である場合、法枠下部から施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑨枠内が土のうである場合、法枠下端から脱落しないよう固定されていることが確認できる。 ■ □ ⑩枠内が玉石である場合、砕石等で空隙を充填しながら施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑪枠内がコンクリート版張りである場合、法面と空隙がなく、コンクリート版と枠の隙間はモルタル等が充填されていることが確認できる。 □ □ ⑫その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

評価対象(小分類工種)	「評価対象項目」		
	※枠内がコンクリート又はモルタル吹付けである場合は、上記【コンクリート又はモルタル吹付工関係】で評定するものとする。 【落石防止ネット(柵)・雪崩防止柵関係】 ■ □ ①防護柵設置要綱等の規定に従い適切に施工し、規格値を満足していることが確認できる。 ■ □ ②材料の規格が証明書類で確認できる。 ■ □ ③アンカーや支柱等の根入れが設計図書どおり施工されていることが確認できる。 ■ □ ④ボルトや連結金具の締付けが適切に施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑤網の重ね合わせが設計図書どおりに施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑥ワイヤーが適切に緊張されていることが確認できる。 ■ □ ⑦各部材の塗膜厚が塗装試験で目標値以上であることが確認できる。 ■ □ ⑧工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ □ ⑨その他: 【かご工】 ■ □ ①材料の品質が証明書又は試験成績書で確認できる。 ■ □ ②中詰石の大きさが、設計図書及び共通仕様書に適合していることが、品質証明書、写真等で確認できる。 ■ □ ③中詰石は、空隙が少なく施工されていることが確認できる。 ■ □ ④かごの連結は、丸輪の個所(骨線胴輪)でされており、かご材質と同一規格の鉄線を使用していることが資料等で確認できる。 ■ □ ⑤かご開口部の緊結は、かご材質と同一規格の鉄線を使用していることが資料等で確認できる。 ■ □ ⑥遮水シートの重ね幅が、設計図書及び仕様書に適合していることが写真等で確認できる。 □ □ ⑦その他:		
下水道工事 評価ポイント	対象 評価【共 通】 ■ □ ①材料の試験成績書等が整備されている。 ■ □ ②管材の布設(吊り下ろし、芯出し)状況が良好であることが確認できる。 ■ □ ③管同士の接合状況が良好であることが確認できる。 ■ □ ④掘削による周辺地盤への影響がないことが確認できる。 ■ □ ⑤砂基礎部は適切な条件で施工しており、管の周辺に空隙が生じていないことが確認できる。 ■ □ ⑥埋戻しの転圧が仕様書どおり施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑦埋戻しの現場密度試験が仕様書どおり実施されていることが確認できる。 ■ □ ⑧混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されていることが確認できる。 ■ □ ⑨舗装、縁石、柵、標識等の道路付属物の復旧が適正に行われていることが確認できる。 ■ □ ⑩残土等は適切に処理されていることが確認できる。 ■ □ ⑪工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 【開削工】 ■ □ ①深堀が無く地山を乱さないように施工していることが確認できる。 ■ □ ②土留材の設置、引抜きが適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ③土留材の引抜きがクレーンを使用して行われていることが確認できる。 □ □ ④その他: 【推進工】 ■ □ ①発進、到達立坑の設置が適正に行われていることが確認できることが確認できる。 ■ □ ②裏込材が適正に注入されていることが確認できる。 ■ □ ③施工計画に基づいた施工していることが確認できる。 ■ □ ④測量及び観測結果を毎日整理していることが確認できる。 ■ □ ⑤常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑥推進作業等がデータで確認できる。 ■ □ ⑦地盤改良(薬液注入)工の材料は劇物又はフッ素化合物が含まれないことが確認できる。 ■ □ ⑧地盤改良(薬液注入)工の施工管理状況がデータで確認できる。	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

評価対象(小分類工種)	「評価対象項目」		
	■ □ ⑨地盤改良(薬液注入)材の空缶(袋)管理が、写真等で確実に確認できる。 ■ □ ⑩地盤改良(薬液注入)による周辺地盤への影響がないことが確認できる。 □ □ ⑪その他: 【マンホール設置工】 ■ □ ①管渠とマンホールが適切に接続されていることが確認できる。 ■ □ ②副管が適切に接続されていることが確認できる。 ■ □ ③マンホールブロック接合部に、止水シールが適切に設置されていることが確認できる。 ■ □ ④クレーンを使用して設置されていることが確認できる。 ■ □ ⑤足掛金物の位置、方向が適正であることが確認できる。 ■ □ ⑥鉄蓋は、ガタツキがなく仕上がり天端高も適正であることが確認できる。 □ □ ⑦その他: 【汚水桝工】 ■ □ ①支管の取付けが良好であることが確認できる。 ■ □ ②取付管勾配が確保されていることが確認できる。 ■ □ ③土留の設置又は必要な法勾配を付けていることが確認できる。 ■ □ ④公共桝の深さが確保され、天端高も適正であることが確認できる。 □ □ ⑤その他:		
管更生工事 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①仕様書等に定められている品質確保が実施されている。 ■ □ ②材料の品質規格証明書が整備されている。 ■ □ ③事前調査において既設管内の布設状況、取付管位置、障害物及び浸入水等の状況を十分に把握し施工を行っていることが確認できる。 ■ □ ④段階確認の時期等が事前に監督員と調整し決定していることが確認できる。 ■ □ ⑤工事材料の品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ■ □ ⑥仕上がり管体内面には膨れ、シワ、扁平、破損等がなく基準を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑦試験用材料が当該工事のものであることが確認できる。 ■ □ ⑧製造及び出荷証明が当該工事に使用された材料であることが確認できる。 ■ □ ⑨工法の認定技能者が施工等に携わっていることが確認できる。 ■ □ ⑩カメラによる施工状況の確認が行われていることが確認できる。 ■ □ ⑪硬化性樹脂材を使用する場合、硬化時の時間及び温度管理が適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ⑫製管材を使用する場合、裏込め材の注入量の記録管理が適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ⑬マンホール内作業前に酸素量を測定していることが確認できる。 ■ □ ⑭支管取付口等に使用する部分補修材作成時における樹脂等の塗布量が確認できる。 □ □ ⑮その他:	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
上水道工事(管路) 評価ポイント	対象 評価【共通】 ■ □ ①仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 ■ □ ②材料の品質規格証明書が整備されている。 ■ □ ③工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ■ □ ④据付基準線及び基準高は図面どおり施工されている。 ■ □ ⑤切管の切口において腐食防止やNS形等の挿し口加工が適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ⑥滑材又は接着剤が適切に塗布されていることが確認できる。 ■ □ ⑦管継ぎ手部の締め付けトルク、胴付間隔等の管理(チェックシート)を行い施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑧融着式継手においては、融着面のかんな掛け及び融着温度、時間及び気温等が記録され施工していることが確認できる。 ■ □ ⑨塩ビ管の継手において、標線又は適切な挿入長さで施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑩付属品(制水弁、空気弁等)の接合が適正であることが確認できる。 ■ □ ⑪配管技能登録者を配置し施工されていることが確認できる。	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

評価対象(小分類工種)	「評価対象項目」		
	■ □ ⑫完工図、日報等が正確である。 ■ □ ⑬通水状態、水密性の確認を行っていることが確認できる。 ■ □ ⑭石綿管の撤去において、適切な対策を講じて作業していることが確認できる。 【地中埋設】 ■ □ ①深堀が無く地山を乱さないように施工していることが確認できる。 ■ □ ②管の周辺に空隙がなく、埋戻しの転圧も適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ③土留材の設置、引抜きが適切な時点で行われ周辺地盤への影響が見られない。 ■ □ ④ポリエチレンスリーブが全面に施工され、確実に固定されていることが確認できる。 ■ □ ⑤管路の屈折部などの変化点がオフセットまたはマーカーピン設置図等で正確に管理されている。 ■ □ ⑥舗装復旧が適切に施工されていることが確認できる。 □ □ ⑦その他: 【水管橋等】 ■ □ ①溶接施工上の注意事項(共通仕様書による)が守られている。 ■ □ ②溶接施工試験について所定の手続きがされ判定基準を満足している。 ■ □ ③溶接検査が所定どおり実施されており内容から欠陥がないことが確認できる。 ■ □ ④塗装に関する品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少ない。 ■ □ ⑤塗り残し、気泡、むら、たれ、はけ目等に欠陥がない。 ■ □ ⑥溶接部は必要な品質管理が仕様書のとおり行なわれていることが確認できる。 ■ □ ⑦防護工のコンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの品質(強度、W／C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ■ □ ⑧防護コンクリートの養生期間中、管路の固定が堅固に行われていることが確認できる。 □ □ ⑨その他: 【給水管(布設替工事の場合)】 ■ □ ①給水毎の使用材料や設置場所が明確に確認できる様、台帳が整理されている。 ■ □ ②各継ぎ手が適切に締め付けられていることが確認できる。 □ □ ③その他:		
上水道工事(鋼製配水池) 評価ポイント	対象 評価【土工】 ■ □ ①掘削は深掘りがにように施工されていることが確認できる。 ■ □ ②必要な地盤支持力を満足していることが確認できる。 ■ □ ③埋め戻しは、仕様書のとおり施工されていることが確認できる。 □ □ ④その他: 【本体部】 ■ □ ①配水池材料の品質が証明書類により確認できる。 ■ □ ②鋼材の種別を、品質証明書類又は現物により照合していることが確認されている。 ■ □ ③内部配管、排水ピット等は内部補強部材の配置を検討し配管、設置されていることが確認できる。 ■ □ ④溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ■ □ ⑤溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑥溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ■ □ ⑦溶接検査が所定どおり実施され、記録を保管していることが確認できる。 ■ □ ⑧水張り試験等で、漏水や異常がないことが確認できる。 ■ □ ⑨配水池内部の清掃がもれなく行われていることが確認できる。 □ □ ⑩その他: 【基礎部】 ■ □ ①コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの品質(強度、W／C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 ■ □ ②コンクリート受入時に必要な供試体を採取し、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 ■ □ ③コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」		
	■ □ ④施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ■ □ ⑤鉄筋の規格、品質が証明書類で確認できる。 ■ □ ⑥鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑦コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適切であることが確認できる。 ■ □ ⑧鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 ■ □ ⑨スペーサーが適切に配置され、鉄筋のかぶりが確保されていることが確認できる。 □ □ ⑩その他：		
消雪工事（散水工） 評価ポイント	対象 評価【共通】 ■ □ ①アスファルトカッターによる舗装切断は、やり直しがないことが確認できる。 ■ □ ②掘削施工基面が平坦に仕上げられていることが確認できる。 ■ □ ③既設構造物との取合い及び曲線部の施工が適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ④管の接合が適切に施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑤工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 ■ □ ⑥施工に先立ち、均等に水がまわるよう現場を調査していることが確認できる。 ■ □ ⑦ノズルの位置が流動方向に適切に設置されていることが確認できる。 【現場打ち・無散水】 ■ □ ①コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの品質（強度、W／C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ■ □ ②施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ■ □ ③散水管又は送水管がコンクリート巻き立ての中心に配管されている。 ■ □ ④鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 ■ □ ⑤放熱管、鉄筋の保管状況が良好であることが確認できる。 ■ □ ⑥養生が適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ⑦目地材が適切な間隔で設置されていることが確認できる。 ■ □ ⑧スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 ■ □ ⑨スペーサーが適切に配置され、放熱管や鉄筋のかぶりが確保されていることが確認できる。 □ □ ⑩その他： 【コンクリート二次製品】 ■ □ ①損傷がなく品質規格証明書により確認できる。 ■ □ ②二次製品の吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていいることが確認できる。 ■ □ ③ブロックの接合でねじれがなく、設置されていることが確認できる。 ■ □ ④埋戻しが十分に締固められ、地盤の沈下がないことが確認できる。 ■ □ ⑤材料の保管状況が良好であることが確認できる。 □ □ ⑥その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
さく井工事 （ポンプ関係は「土木・機械～」を適用） 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①材料の品質規格証明書等が整備されている。 ■ □ ②工事に先立ち地下水に対する地盤調査等の分析が入念になされていることが確認できる。 ■ □ ③掘削記録及び電気検層結果等が適切に管理されていることが確認できる。 ■ □ ④揚水試験が仕様書のとおり適切に実施され、適正揚水量は必要揚水量に対し十分に余裕があることが確認できる。 ■ □ ⑤孔内の仕上げが仕様書のとおり適切に実施されていることが確認できる。 ■ □ ⑥掘削中の泥水比重が記録されており、孔壁保護が入念に行なわれていることが確認できる。 ■ □ ⑦掘削に偏芯が無いことが確認できる。 ■ □ ⑧フィルター材等の埋戻しが入念に施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑨ケーシングパイプ挿入接合作業等が適切に行われていることが確認できる。 ■ □ ⑩ケーシングパイプの基準高が設計図書のとおりであることが確認できる。 ■ □ ⑪不可視部分が写真記録で確認できる。	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」		
	■ □ ⑫工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ □ ⑬その他：		
塗装工事 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む） ■ □ ②ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 ■ □ ③施工時の天候、気温及び湿度等の測定を行い、作業していることが確認できる。 ■ □ ④塗料を使用前に撹拌し、均等な状態にして使用していることが確認できる。 ■ □ ⑤必要塗料の数量を計算し、現場に搬入されていることが確認できる。 ■ □ ⑥塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。 ■ □ ⑦溶接部、ボルトの接合部、構造物の複雑な部分について、必要塗膜厚を確保していることが確認できる。 ■ □ ⑧塗料の品質が、出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロッド番号、色彩、数量が確認できる。 ■ □ ⑨塗料の品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ □ ⑩その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
鋼橋工事（RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物を適用する） 評価ポイント	対象 評価【工場製作関係】 ■ □ ①鋼材の種別を、品質証明書類又は現物により照合していることが確認されている。 ■ □ ②溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ■ □ ③溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ④溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ■ □ ⑤孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに制作していることが確認できる。 ■ □ ⑥欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 ■ □ ⑦塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。（重ね塗りの場合も含む） ■ □ ⑧素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ■ □ ⑨必要塗料の数量を計算し、搬入されていることが確認できる。 ■ □ ⑩塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。 ■ □ ⑪塗料の品質が、出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロッド番号、色彩、数量が確認できる。 □ □ ⑫その他： 【架設関係】 ■ □ ①ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ■ □ ②ボルトの締付機及び測定機器の点検を実施していることが確認できる。 ■ □ ③高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ■ □ ④高力ボルトの品質が証明書類で確認できる。 ■ □ ⑤支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 ■ □ ⑥架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ■ □ ⑦架設に用いる仮設備及び仮設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 ■ □ ⑧現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ■ □ ⑨現場塗装において、天候、気温及び湿度等の測定を行い、作業していることが確認できる。 □ □ ⑩その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
コンクリート橋工事 （PC及びRCを対象） 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①コンクリートの配合試験及び試験練りが行われており、適切なコンクリートの品質（強度、W／C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 ■ □ ②コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。	□ 監督員が文書で改善指示を行った。	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」		
	■ □ ③コンクリート受入時に必要な供試体を採取し、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。 ■ □ ④施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ■ □ ⑤コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠、支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 ■ □ ⑥鉄筋の規格、品質が証明書類で確認できる。 ■ □ ⑦鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑧鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 ■ □ ⑨コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ■ □ ⑩圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 ■ □ ⑪スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 ■ □ ⑫スペーサーが適切に配置され、鉄筋のかぶりが確保されていることが確認できる。 ■ □ ⑬プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑭使用する装置及び機器の点検（検定）が実施されていることが確認できる。 ■ □ ⑮PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑯プレストレッシング時のコンクリート圧縮応力度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑰コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 ■ □ ⑱有害なクラックがない。 ■ □ ⑲その他：	内容	内容
浚渫工事 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ■ □ ②既設構造物に影響の無いよう十分検討して施工されていることが確認できる。 ■ □ ③土砂処分における運搬途中で漏出が無いように施工されていることが確認できる。 ■ □ ④浚渫工又は床掘り工についてについて仕様書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 □ □ ⑤その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
木材・木製品工事（木道、木橋、木土留め等） 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①部品・材料等の品質及び形状が設計図書等との適切性を確認できる。 ■ □ ②材質、含水率、防腐処理について安全な材料を使用していることが確認できる。 ■ □ ③木材・木製品の品質が良好（有害な腐れ、割れ、曲がり等の欠陥がない）で設計図書に基づき適切に施工されている。 ■ □ ④組み立て等のボルト等の締め付けが確認できる。 ■ □ ⑤木材・木製品同士の接続が良好で規定どおり施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑥木材・木製品による地山及び構造物との取り合い、又は、すり付が良好に施工されていることが確認できる。 ■ □ ⑦支柱の根入れ長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ⑧工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ □ ⑨その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
土木・機械設備工事 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①材料、部品の品質照合（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 ■ □ ②試験成績書で機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足していることが確認できる。 ■ □ ③設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承認図として提出されていることが確認できる。 ■ □ ④溶接管理管理規準の品質管理項目について、関係書類が整理され品質の確認ができる。 ■ □ ⑤塗装管理管理規準の品質管理項目について、関係書類が整理され品質の確認ができる。 ■ □ ⑥操作制御盤設備について、操作スイッチや表示灯を承認図又は施工図のとおり配置し、操作性が良好であることが確認 ■ □ ⑦操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験結果が整理され、良好であることが確認できる。 ■ □ ⑧小配管、電気配線、配管が承諾図のとおりに敷設されていることが確認できる。 ■ □ ⑨必要な設備の運転マニュアルや取扱説明書が備え付けられている。修繕等（改造、更新含む。）においては、既存運転マニュアルや取扱説明書の更新が行なわれていることが確認できる。	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」		
	■ □ ⑩完成図書（取扱説明書）に定期的な点検、交換を要する部品の場所及びに方法等についてまとめられていることが確認できる。 ■ □ ⑪設備の構造や機器の配置が、点検及び部品等の交換作業を容易に出来るよう工夫していることが確認できる。 ■ □ ⑫バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示されていることが確認できる。 ■ □ ⑬機器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 ■ □ ⑭回転部や高温部等の危険箇所に表示または防護をしていることが確認できる。 ■ □ ⑮構造物の劣化状況をよく把握し、適切な対策を施していることが確認できる。 ■ □ ⑯現地状況を勘案し施工方法について提案を行うなど、積極的に取り組んでいることが確認できる。 ■ □ ⑰工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ □ ⑱その他：		
土木・電気設備工事、通信設備工事・受変電設備工事 評価ポイント	対象 評価【共通】 ■ □ ①材料、部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ②試験成績書で機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足していることが確認できる。 ■ □ ③ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ■ □ ④必要な設備の運転マニュアルや取扱説明書が備え付けられている。修繕等（改造、更新含む。）においては、既存運転マニュアルや取扱説明書の更新が行なわれていることが確認できる。 ■ □ ⑤完成図書で定期的な点検及び交換を必要とする部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ■ □ ⑥設備の構造や機器の配置が、点検及び部品等の交換作業を容易に出来るよう工夫していることが確認できる。 【電気設備工事】 ■ □ ①製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術的検討が実施していることが確認できる。 ■ □ ②操作制御盤設備について、操作スイッチや表示灯を承認図又は施工図のとおり配置し、操作性が良好であることが確認 ■ □ ③設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ■ □ ④操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ■ □ ⑤現場条件によって、機器（製品）の機能及び性能が確認できない場合は、工場試験で確認していることが確認できる。 ■ □ ⑥盤内及びピット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配線されていることが確認できる。 ■ □ ⑦地中配管等は適切な深さ及び間隔で敷設されていることが確認できる。 ■ □ ⑧電気的接続箇所において、緩みがなく確実に接続されていることが確認できる。 ■ □ ⑨D種接地工事では、ELBで保護されている回路と保護されていない回路が別々に施工されていることが確認できる。 □ □ ⑩その他： □ □ ⑪その他： 【通信設備工事・受変電設備工事】 ■ □ ①設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 ■ □ ②設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 ■ □ ③完成図書において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 ■ □ ④完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料が整備されていることが確認できる。 ■ □ ⑤設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 ■ □ ⑥工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ □ ⑦その他：	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容
解体（取壊し）工事	対象 評価 ■ □ ①施工計画書に作業方法・手順、仮設、騒音、振動、粉塵対策が明記され、これにより管理されていたことが確認できる。 ■ □ ②施工計画書に安全対策（作業所、交通誘導員、搬出入路等）が明記され、これにより管理されていたことが確認できる。 ■ □ ③施工計画書に産業廃棄物の処理、リサイクル計画が明記され、これにより管理されていたことが確認できる。 ■ □ ④産業廃棄物管理表（マニュフェスト）を交付し、記入漏れが無く適正に管理されていることが確認できる。 ■ □ ⑤写真記録が的確に撮影され、適正に管理されていることが確認できる。 ■ □ ⑥建設副産物適正処理推進要綱に基づき委託契約がなされ、適正に処理されていることが確認できる。	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 不法投棄など重大な過失があった。 内容

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」		
	■ □ ⑦特別管理産業廃棄物（飛散アスベスト、PCB含有廃棄物等）の処理・保管が適正であることが確認できる。 ■ □ ⑧特別教育の必要な作業において、それが実施され、参加者名簿及び作業記録等が管理されていることが確認できる。 ■ □ ⑨石綿の飛散防止対策（作業実施の届出、作業基準の遵守等規制措置）を行ない、立ち入り禁止等の表示がされていることが確認できる。 ■ □ ⑩再生資源利用・促進計画書（実施書）が提出されていることが確認できる。 ■ □ ⑪処理場、処理数量、運搬距離が明確であり、書類・写真で確認できる。 ■ □ ⑫処理場状況と処理場所が写真で確認できる。 □ □ ⑬適宜、下請け業者の処理状況を確認していることが確認できる。 □ □ ⑭その他：		
その他構造物工 評価割合	対象 評価 ■ □ ① ■ □ ② ■ □ ③ ■ □ ④ ■ □ ⑤ ■ □ ⑥ ■ □ ⑦	□ 監督員が文書で改善指示を行った。 内容	□ 請負契約書第17条2項に基づき破壊検査を行った。 内容

採点結果			
	①評価対象項目数	0	該当項目が95%以上・・・・・・・・a
	②評価対象ポイント	0	該当項目が90%以上95%未満・・・・a’
	③評価該当ポイント	0	該当項目が80%以上90%未満・・・・b
	④評価値=(②/③)	0.0%	該当項目が70%以上80%未満・・・・b’
	⑤評価ランク	d	該当項目が60%以上70%未満・・・・

該当項目が60%未満・・・・・・・・d

① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
④ なお、評価対象項目数が3項目以下の場合は、c評価とする。

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

検査員

項　　目	3. 出来形及び出来ばえ	評価対象（小分類工種）				
細　別	Ⅲ. 出来ばえ	a	b	c	d	e
		□ 仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。	□ 仕上げが良好で、全体的に美観が良い。	□ 他の項目に該当しない。	■ 仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。	

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」
土工事（盛土、切土、築堤） 評価ポイント	対象　評価【共通】 ■　□　①工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■　□　②全体的な美観が良い。 【盛土、築堤】 ■　□　①仕上げが良い。 ■　□　②通りが良い。 ■　□　③端部処理が良い。 ■　□　④構造物へのすりつけ等が良い。 □　□　⑤その他： 【切土】 ■　□　①規定された勾配が確保されている。 ■　□　②法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。 ■　□　③法面勾配の変化部には干渉部等を設け、適切に施工されている。 ■　□　④施工面の木根等が確実に施工、処理されている。 ■　□　⑤施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 ■　□　⑥関係構造物等との取り合いが適切に行われている。 □　□　⑦その他：
土工事（区画整理、農地造成） 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①切盛の勾配が確保され、法面の仕上げがよい。 ■　□　②整地、均平の仕上げがよい。 ■　□　③畦畔、溝畔等の仕上げがよい。 ■　□　④構造物へのすりつけがよい。 ■　□　⑤植生、吹き付け等の状態が均一である。 ■　□　⑥排水路の通りが良い。 ■　□　⑦工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■　□　⑧全体的な美観が良い。 □　□　⑨その他：
土工事（林道土工） 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①切取勾配が確保され、法面の仕上げがよい。 ■　□　②盛土勾配が確保され法面の仕上げがよい。 ■　□　③道路の形状（綿形、拡幅、縦、横断勾配、土側溝）がよい。 ■　□　④構造物へのすりつけ及び良質土砂等の流用状況がよい。 ■　□　⑤土工の仕上げがよい。 ■　□　⑥残土処理等が適切である。 ■　□　⑦工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■　□　⑧全体的な美観が良い。 □　□　⑨その他：

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」
コンクリート構造物工事 （橋工事除く） 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①コンクリート構造物の肌が良い。 ■　□　②コンクリート構造物の通りが良い。 ■　□　③天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ■　□　④クラックがない。 ■　□　⑤漏水がない。 ■　□　⑥工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■　□　⑦全体的な美観が良い。 □　□　⑧その他：
護岸・根固・水制工事 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①通りがよい。 ■　□　②ブロック等は平滑でかみ合わせがよく、クラックがない。 ■　□　③天端、端部の仕上げがよい。 ■　□　④既設構造物とのすりつけがよい。 ■　□　⑤工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■　□　⑥全体的な美観が良い。 □　□　⑦その他：
舗装工事（歩車道含む） ※仮復旧は除く。 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①舗装の平坦性が良い。 ■　□　②構造物の通りが良い。 ■　□　③端部処理が良い。 ■　□　④構造物へのすりつけ等が良い。 ■　□　⑤雨水処理が良い。 ■　□　⑥工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■　□　⑦全体的に仕上がりが良い。 □　□　⑧その他：
二次製品構造物工事 （擁壁・水路等） 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①構造物の通りがよい。 ■　□　②部材にガタつきが無く、連結、かみ合わせがよい。 ■　□　③天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ■　□　④クラックがない。 ■　□　⑤漏水又は滞水（水路）がない。 ■　□　⑥土工の仕上げが良い。 ■　□　⑦工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■　□　⑧全体的な美観が良い。 □　□　⑨その他：
公園・植栽工事 評価ポイント	対象　評価【共通】 ■　□　①工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■　□　②全体的な景観が良い。 ■　□　③関係構造物との取り合いが適切に行われている。 ■　□　④きめ細かな施工がなされている。 【公園工事等】 ■　□　①施設構造物の肌、通り、収まり等仕上がりの状態が良い。 ■　□　②施設の作動部が安全でかつ良好に作動する。 ■　□　③施設構造物の安全面の配慮が良い。

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」
	■ □ ④雨水排水が良い。（舗装工事） ■ □ ⑤舗装、クレイ表層、舗石、平板、ブロック等の平坦性が良い。 □ □ ⑥遊具等にキズ、へこみ等がない。 □ □ ⑦その他： 【植栽、緑化工】 ■ □ ①樹木の活着状況が良い。 ■ □ ②支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ■ □ ③支柱の取り付けが堅固である。 ■ □ ④生垣、列植等の通りが良い。 ■ □ ⑤植栽帯の全体的な美観が良い。 ■ □ ⑥地被類、植生芝、種子吹付け等の状態が均一である。 □ □ ⑦その他：
電線共同溝 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①管路の割れ、・カケがない。 ■ □ ②継ぎ手面にパッキンの設置が確実になされている。 ■ □ ③管路継ぎ手部ボルトの締め付け状況がよい。 ■ □ ④車道及び歩道の舗装（仮復旧含む）に目立った段差が無く、特殊部（BOX部）等の蓋版へのすりつけがよい。 ■ □ ⑤特殊部（BOX部）等の蓋版に、ガタツキや不要な隙間が無い。 ■ □ ⑥工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 □ □ ⑦その他：
防護柵（網）・標識・区画線設置工事 評価ポイント	対象 評価 【共通】 ■ □ ①工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■ □ ②全体的な美観がよい。 【防護柵（網）】 ■ □ ①通りが良い。 ■ □ ②端部処理が良い。 ■ □ ③部材表面に損傷、キズ、へこみ等がない。 ■ □ ④連結するボルト等にゆるみがない。 ■ □ ⑤既設構造物等とのすりつけが良い。 ■ □ ⑥きめ細やかな施工がなされている。 □ □ ⑦その他： 【視線誘導標・道路標識】 ■ □ ①設置位置に配慮がある。 ■ □ ②向き、角度、支柱の通りが良い。 ■ □ ③標識板、支柱に変色がない。 ■ □ ④部材表面に損傷、キズ、へこみ等がない。 □ □ ⑤その他： 【区画線】 ■ □ ①塗料の塗布が均一である。 ■ □ ②視認性が良い。 ■ □ ③接着状態が良い。 ■ □ ④塗料の飛散が無い。 □ □ ⑤その他：
法面・落石防止・雪崩防止策工事 評価ポイント	対象 評価 【共通】 ■ □ ①工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■ □ ②全体的な美観が良い。

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」
	【吹付け工関係】 ■ □ ①通りが良い。 ■ □ ②植生、吹付等の状態が均一である。 ■ □ ③端部処理が良い。 □ □ ④その他： 【落石防止ネット（柵）・雪崩防止柵関係】 ■ □ ①地山との取り合いが良い。 ■ □ ②端部の仕上げが良い。 ■ □ ③部材表面に傷、錆がない。 ■ □ ④施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □ □ ⑤その他： 【かごエ】 ■ □ ①通りが良い。 ■ □ ②かごの連結が良い。 ■ □ ③既設構造物又は既存法面（地山）とのすり付けが良い。 □ □ ④その他：
下水道工事 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①通りがよく、滞水がない。（上下左右に管の反りがない。） ■ □ ②地下水等の侵入がない。 ■ □ ③マンホールにクラックがない。 ■ □ ④マンホール天端と路面とのすりつけが良い。 ■ □ ⑤路面（仮）復旧の状態が良い。 ■ □ ⑥路面表示等が復旧されている。 ■ □ ⑦インバートは表面仕上げ、形状及び勾配等が適正で漏水がない。 ■ □ ⑧管及びマンホール内に土砂等の堆積物がない。 ■ □ ⑨桝の天端高が適正である。 ■ □ ⑩工事終了後の沈下が見られない。 ■ □ ⑪桝周りに沈下、空洞等が見られない。 ■ □ ⑫工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 □ □ ⑬その他：
管更生工事 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①通りがよい。 ■ □ ②管渠内の仕上げが良い。 ■ □ ③人孔管口の仕上がりが良い。 ■ □ ④取付管口の仕上がりが良い。 ■ □ ⑤施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ■ □ ⑥施設内に漏水がない。 ■ □ ⑦管及びマンホール内に土砂等の堆積物がない。 ■ □ ⑧工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 □ □ ⑨その他：
上水道工事（管路） 評価ポイント	対象 評価 【共通】 ■ □ ①鉄蓋は、ガタツキがなく仕上がり天端高も適正である。 ■ □ ②鉄蓋天端が適正で、路面とのすりつけが良い。 ■ □ ③仮設（簡易）仕切弁等の表示がされている。 ■ □ ④吐水箇所の端部処理、復旧が良い。 ■ □ ⑤仕切弁、消火栓筐等の内部が清掃されている。

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」
	■ □ ⑥仕切弁、消火栓等の操作に支障の無い位置に配置されている。 ■ □ ⑦路面（仮）復旧の状態が良い。 ■ □ ⑧路面表示等が復旧されている。 ■ □ ⑨工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 □ □ ⑩その他： 【水管橋、水路渡架等】 ■ □ ①防寒部の仕上げがよい。 ■ □ ②塗装に均一性がある。 ■ □ ③防護コンクリート部に構造物に影響を与えるクラックがない。 ■ □ ④漏水が無い。 ■ □ ⑤接合箇所に均一性がある。 ■ □ ⑥歩行防止柵は、ゆるみがなくしっかりと固定されている。 □ □ ⑦その他： 【給水装置】 ■ □ ①メーターボックスの天端高が適正である。 ■ □ ②メーターボックス周辺に沈下、空洞等が見られない。 ■ □ ③給水装置のナットに緩みが無い。 ■ □ ④給水装置に漏水がない。 □ □ ⑤その他：
上水道工事（鋼製配水池） 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①コンクリート構造物の肌が良い。 ■ □ ②コンクリート構造物の通りが良い。 ■ □ ③天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ■ □ ④クラックがない。 ■ □ ⑤漏水がない。 ■ □ ⑥全体的な美観が良い。 ■ □ ⑦表面に補修箇所がない。 ■ □ ⑧部材表面に傷、錆がない。 ■ □ ⑨工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 □ □ ⑩その他：
消雪工事（散水工） 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①通りがよい。 ■ □ ②端部処理が良い。 ■ □ ③均等に水がまわる。 ■ □ ④コンクリート面が平坦で仕上げが良い。（現場打ち） ■ □ ⑤舗装とのすり付け等が良い。 ■ □ ⑥工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■ □ ⑦全体的な美観が良い。 □ □ ⑧その他：
さく井工事 （ポンプ関係は「土木・機械～」を適用） 評価ポイント	対象 評価 ■ □ ①孔口の保護が適切に行われている。 ■ □ ②掘削スライム・泥水等の処理が適切に行われている。 ■ □ ③ケーシング・スクリーン等の設置が適切に行われている。 ■ □ ④工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 □ □ ⑤その他：

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」
塗装工事 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①塗装の均一性が良い。 ■　□　②細部まできめ細かな施工がされている。 ■　□　③補修箇所がない。 ■　□　④ケレンの施工状況が良好である。 ■　□　⑤工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■　□　⑥全体的な美観が良い。 □　□　⑦その他：
鋼橋工事（RC床版工事はｺﾝｸﾘｰﾄ構造物を適用する） 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①表面に補修箇所がない。 ■　□　②部材表面に傷、錆がない。 ■　□　③溶接に均一性がある。 ■　□　④塗装に均一性がある。 ■　□　⑤工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■　□　⑥全体的な美観が良い。 □　□　⑦その他：
コンクリート橋工事 （PC及びRCを対象） 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①コンクリート構造物の肌が良い。 ■　□　②コンクリート構造物の通りが良い。 ■　□　③天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ■　□　④支承部の仕上げが良い。 ■　□　⑤クラックがない。 ■　□　⑥工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■　□　⑦全体的な美観が良い。 □　□　⑧その他：
浚渫工事 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。 ■　□　②施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ■　□　③施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。 ■　□　④浚渫及び盛土等の土砂が適切に処理されている。 ■　□　⑤工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 □　□　⑥その他：
木材・木製品工事（木道、木橋、木土留め等） 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①通りが良く、バランスが保たれている。 ■　□　②金具など規格にあったものが使用され統一性が良い。 ■　□　③形状・寸法等が確保され統一性が良い。 ■　□　④コンクリート構造物へのすり付が良い。 ■　□　⑤地山への密着性が確保され、仕上げが良い。 ■　□　⑥全体的な美観が良い。 ■　□　⑦工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■　□　⑧全体的な美観が良い。 □　□　⑨その他：

評価対象（小分類工種）	「評価対象項目」
土木・機械設備工事 評価ポイント	対象　評価 ■　□　①製品の損傷、キズ、へこみ等がない。 ■　□　②主設備、関連設備、操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が優れている。 ■　□　③異常な振動、騒音がなく、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れている。 ■　□　④公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。 ■　□　⑤溶接、塗装、組立等細部に渡る配慮が良い。 ■　□　⑥工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 □　□　⑦その他：
土木・電気設備工事、通信設備工事・受変電設備工事 評価ポイント	対象　評価【共通】 ■　□　①工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 ■　□　②全体的な美観が良い。 【電気設備工事】 ■　□　①構造物等にきめ細やかな施工がなされている。 ■　□　②公共物としての安全、環境、維持管理等への配慮が良い。 ■　□　③製作上の補修痕跡がない。 ■　□　④動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ■　□　⑤ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ■　□　⑥操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ■　□　⑦盤内機器の取り付け及び配線の仕上がりが良好である。 □　□　⑧その他： 【照明灯】 ■　□　①設置位置は適正になっている。 ■　□　②灯具の向き、角度、支柱の通りが良い。 ■　□　③ポールに変色がない。 ■　□　④ポール基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 □　□　⑤その他： 【通信設備工事、受変電設備工事】 ■　□　①主設備、関連設備、操作制御設備等にきめ細やかな施工がなされている。 ■　□　②公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理への配慮がなされている。 ■　□　③動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ■　□　④当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 ■　□　⑤操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □　□　⑥その他：
解体（取壊し）工事	対象　評価 ■　□　①工事区域と区域外との納まりがよく段差等がない。 ■　□　②整地後の平坦制が確保され、解体後の残存物が無く均一な地表（質）が確保されている。 ■　□　③関連工事との調整がなされ、全体に調和がとれている。 ■　□　④整地後の利用者の安全に対する配慮が適切である。 ■　□　⑤工事完了後の設備関係の処理や表示が適切であり、今後の利用に支障がない。 ■　□　⑥工事完了後の後片付け、清掃が行き届いている。 □　□　⑦その他：

評価対象（小分類工種）		「評価対象項目」		
その他構造物工 評価割合		対象　評価 ■　□　① ■　□　② ■　□　③ ■　□　④ ■　□　⑤		
採 点 結 果	①評価対象項目数 ②評価対象ポイント ③評価該当ポイント ④評価値=(②/③) ⑤評価ランク	0 0 0 0.0% d	評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・b 評価値が60%以上80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d	① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。 ② 評価対象ポイントを母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（%）＝評価該当ポイント／評価対象ポイント×100（小数第2位四捨五入） ④ 評価対象項目数が1工種の場合は3項目以下、複数工種の場合は5項目以下の場合は「c評価」とする。

別紙3－5

工事成績採点の考査項目別運用表（土木）

項 目	7. 工事に対する姿勢

第三次評定者（検査員）

細 別	Ⅰ. 工事に対する姿勢	a	b	c	d	e
		□ 工事に対する熱意が感じられ、誠意を持って施工されていた。	□ 工事に対し、熱意と誠意が感じられた。	□ 他の項目に該当しない。	■ 工事に対し、熱意と誠意が感じられない。	□ 工事に対し、熱意と誠意が全く感じられない。

工 種	「評価対象項目」	
工事全般	対象 評価 【現場代理人及び技術者の工事内容等の把握】 ■ □ ①工事概要を把握している。 ■ □ ②検査員の質問に対し、簡潔に回答されていた。 ■ □ ③下請施工箇所の出来形等の確認を行っている。 □ □ ④その他: □ □ ⑤その他: 【受検体制】 ■ □ ①検査（測定）器具等の準備がよい。 ■ □ ②測定等に必要な人員が準備されていた。 ■ □ ③主任技術者が検査に立ち会っていた。（現場代理人と主任技術者が異なるとき） ■ □ ④専門技術者が検査に立ち会っていた。（専門技術者の選任があったとき） ■ □ ⑤交通整理人員が用意され、安全に検査を行うことが出来た。 ■ □ ⑥検査に先立ち、現場の仕上がり等を確認していることが感じられる。 ■ □ ⑦出来形、図面等が準備され、測定値との比較が速やかに出来た。 ■ □ ⑧指摘、注意事項等があったときにそれを記録し、確認を行っていた。 □ □ ⑨その他: □ □ ⑩その他:	□ 検査（測定）機材等が準備されておらず、確認が出来ないものが数件あった。 □ 質問に対し、現場代理人以外のもが答え、現場代理人から一切返答が無かった。 ※原則として、上記に1項目でも該当があれば「d」 ※2項目に該当あれば「e」 内容

採点結果				
	評価対象項目数	11	該当項目が90%以上・・・・・・・・a	① 評価対象項目及び評価該当項目は「■」とする。
	評価該当項目数	0	該当項目が80%以上90%未満・・・・b	② 評価対象項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
	評価値	0.0%	該当項目が60%以上80%未満・・・・c	③ 評価値（%）＝評価該当項目数／評価対象項目数×100（小数第2位四捨五入）
	評価ランク	d	該当項目が60%未満・・・・・・・・d	④ 評価対象項目数が3項目以下の場合は、c評価とする。